

令和4年1月26日

各関係団体の長 様

広島県土木建築局住宅課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

住生活基本計画（広島県計画）（案）に対する県民意見募集について（依頼）

県の住宅行政については、平素より御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に基づき、県民の生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画として住生活基本計画（広島県計画）を定めております。令和3年3月に行われた全国計画の変更や社会経済情勢の変化等を踏まえ、この度、変更案を作成し、別紙のとおり県民の皆様の御意見を募集することとなりました。

については、各団体所属の皆様に対し、意見募集について周知いただくようお願いします。

広島県ホームページ

トップページ>組織で探す>土木建築局>住宅課

>住生活基本計画（広島県計画）（案）に対する意見募集について

添付資料

- 1 住生活基本計画（広島県計画）（案）に対する県民意見募集について
- 2 住生活基本計画（広島県計画）変更案の概要
- 3 住生活基本計画（広島県計画）（案）
- 4 住生活基本計画（広島県計画）（案）【資料編】
- 5 御意見記入用紙

担当 住宅企画グループ

電話 082-513-4164（ダイヤルイン）

電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者 藤原）